

古紙パルプ含有率80%再生紙を使用

感染症対応の道路施策
物流向け駐車マス拡充

国交省

ダブル連結車対象に
予約駐車システムも

施設整備に関しては、新型コロナウイルスの流行が続く状況の中でも、その機能を維持することが求められる。物流の中核を担うトラック運送事業者などが働きやすい環境整備を図るため、実施するもの。

具体的にはまず、高速道路の休憩施設では深夜時間帯を中心として駐車マスが不足し混雑している状況にあるため、駐車マス拡充を推進する。

東日本・中日本・西日本各高速道路(NEXCO3社)は、令和元年度に全国43か所のSA・PAで、普通車マスと兼用マスを含む大型車マスについて、3社合計で約1350台分を増設した

が、2年度はさらに拡充し、合計で約810台分を整備する予定。

また、1台で通常の大型トラック2台分の輸送が可能な「ダブル連結トラック」を対象として、ETC2.0を活用した予約駐車システムの開発・導入を進める方針。

ダブル連結トラックは現在、東北自動車道から九州自動車道までの高速道路で運行されている

が、これに対応した駐車スペースに他の車両が駐車し、休憩を予定しているSA・PAで駐車できないなど、輸送効率の低下や交通安全上の課題が生じている。

このため、ダブル連結車専用駐車マスにおいて、予約車以外を感知した場合、退出誘導などを行う予約駐車システムの開発を進め、今年度末を

目標に6か所で、実証実験を順次実施する予定。実証実験は、まず今年度末に新東名高速・浜松いなさIC路外駐車場と、東名高速・足柄SA

目標に6か所で、実証実験(上り)で行い、続いて3年度以降に新東名高速・静岡SA(上り・下り)と、新名神高速・土山SA(上り・下り)で実施する予定。

国交省
2年度版
「交通政策白書」

動向や先進事例を紹介。

国土交通省は、「令和元年度交通の動向」および「令和2年度交通施策」(交通政策白書)6月16日閣議決定をまとめた。同白書は4部構成。第I部「交通の動向」では各分野の輸送量や事業の動向に加え、新型コロナウイルス感染症への対応や感染拡大に伴う影響などをまとめている。

第II部「世界に先駆けて超高齢社会の足を支える」(テーマ章)では、高齢者の移動を支える施策

交通の動向や施策
感染症の影響など

なお、詳細は国交省ホームページを参照。

中小企業景況調査

4～6月期

経産省

判断指数が急激に悪化
次期持ち直すも低水準

17・1を大きく下回り、厳しい状況が続くとみられる。

8で同27・4改善するものの、前年同期(△13・8)に比べると大幅に低い水準にとどまる見込みとなっている。

対事業所サービス業(運送・倉庫)は△41・

性を提案している。5つの将来像の一環として、「人・モノの移動が自動化・無人化」を想定し、政策の方向性としては、自動運転トラックによる幹線輸送や、ラストマイルにおけるロボット配送などにより自動化・省力化された物流など、持続可能な物流システムの実現を提案している。

このビジョンを問題提起として、現下の新型コロナウイルス感染症に対応した「新しい生活様式」などを支えるため、今後、ポストコロナの道路施策についても検討する方針。

厚労省

賃金構造
基本統計
調査に協力を

厚生労働省は7月から、令和2年「賃金構造基本統計調査」を実施しており、調査への協力をお願いしている。

同調査は労働者の賃金などの実態を明らかにするためのもので、国が実施する最も重要な統計の一つとして、統計法に基づき「基幹統計」に指定されている。

国土交通省(7月1日)

自動車局貨物課トラック事業適正化対策室長(自動車局安全政策課危機管理官)浅見一夫▽同局整備課長(軽自動車検査協会審議役)佐橋真人

天然ガストラックは物流の
エネルギーセキュリティ向上と
大気環境改善を実現します。

石油系燃料に頼らない天然ガストラックは東日本大震災直後でも、大半が運行を停止することがありませんでした。

天然ガスの産地は世界中にあり、エネルギーセキュリティ性が高いことが特徴です。

さらに天然ガストラックはCO₂やNO_x、PMなどの排出量が少ないため大気環境改善に貢献しています。

エネルギー・フロンティア
TOKYO GAS

NGV 事業室

〒105-8527 東京都港区海岸 1-5-20

Tel.03-5400-6774

<http://eee.tokyo-gas.co.jp/product/ngv/>

NGV

非対面配送サービス

E C事業者向けに提供
受け取る側の利便性向上

全卜協
元年度版
賃金等実態調査

調査は、元年5月7日のトラック運送事業に携わる従業員を対象に、賃金や労働時間、福利厚生などの実態について調査したもの。調査対象は全国2487社で、有効回答数は633社(回答率25.5%)。

・準中型・普通)の賃金については、1人1か月平均賃金が34万6600円で同2・1%増え、賞与を加えた平均月額では39万5200円で同5・5%増加している。

職種別では、トラック

人材確保に向けて
パンフ・好事例集

かけている。

トラック運転者が慢性的な不足状態にある中、将来の担い手確保に向け

し」は、中学生・高校生・保護者・高校教員・一般の各対象者に向けて作成

ドラックドライバへの施期・進捗に合わせた
取組方針・ホスピタリティを追求する

～ドラックドライバの生活・健康への配慮～



 国土交通省

したもので、トラック運送業の役割をはじめ、ドライバーの業務内容や労働環境などを紹介している。

車両法関係の
手数料令改正

[illegible]

動車技術総合機構に納める手数料として、1台当たり400円が徴収されることになった。

クでは現在、すべての施設で業務を再開しているが、「3密」を防止するため、混

感染症防止へ
電子申請など活用を

でも、原則として
郵送と電子申請
による受付を行
っている。

**1台400円に
来年10月施行**

国土交通省
所管の道路運送車両法の一部改正に伴い、道路運送車両法関係手数料令が一部改正され、自

車両法改正により、自動車電子的な検査に必要な技術情報の管理に関する事務（審査用技術情報管理事務）を、自動車技術総合機構に行わせる規定などが整備され、関係手数料改正により、

新規検査・継続検査・構造等変更検査または予備検査の申請（大型特殊自動車などを除く）について、その手数料が定められて、その手数料が定めら

れたもの。

関係手数料令改正は7月下旬に公布され、3年10月1日から施行される予定。

詳細は、東労局ホームページを参照。

東勞局

のため、事業主からの求人申し込み

また、人材確保・育成等に向けた好事例集（トラックドライバーの採用・定着に向けた取組事例・ポイントを紹介します）（写真）は、事業者向けのもので、柔軟な勤務制度や研修制度などの取組み事例とあわせて、

取引環境の改善に向けた荷主交渉のポイントについて紹介している。

詳細は、国交省ホームページ（「トラック運送業における人材確保のためのパンフレット・好事例集について」で検索）を参照。

東京労働局は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、相談や申請などについては引き続き、電話や電子申請・郵送を活用するよう呼びかけている。

東
東
局

方止へ
ど活用を

の求人申し込み
は、原則として求
人者マイページ
や郵送による対
応とし、雇用保険

感ある

東ト協

2・3年度 支部長
新任は6氏

東京都トラック協会は6月26日、令和2年度第2回理事会を開催し、各支部から支部長候補者の推薦を受け、2・3年度支部長を選定した。25支部のうち、19支部の支部長が再任され、渋谷・杉並・文京・北・荒川・多摩の6支部では新支部長が就任した。



八武崎 秀紀
江戸川支部長



北澤 聡
北支部長



大高 一義
杉並支部長



三村 偉一郎
渋谷支部長



田中 敏之
千代田支部長



鈴木 貢
葛飾支部長



松本 有司
台東支部長



星野 昌康
文京支部長



秋山 悟
世田谷支部長



吉田 浩一
中央支部長



下川 芳延
荒川支部長



高取 言彦
深川支部長



村上 雅英
豊島支部長



土屋 秀明
目黒支部長



鈴木 隆志
港支部長



吉本 商一
足立支部長



浅野 利幸
城東支部長



篠崎 眞
板橋支部長



大島 弥一
新宿支部長



中山 勝彦
品川支部長



笠原 史久
多摩支部長



香川 省司
墨田支部長



田中 秀明
練馬支部長



中根 俊幸
中野支部長



松原 伸行
大田支部長

本部役員

山崎専務を再任
常務は3氏に
加藤・遠藤各氏と
新任の宮城氏



宮城氏

東ト協は6月26日、令和2年度第2回理事会を開催し、2・3年度執行部体制として、浅井隆会長をはじめ副会長10氏のほか、本部常勤役員を選定した。
本部役員としては、山崎正専務理事と加藤直樹・遠藤啓二各常務理事を再任し、新たに宮城俊弥氏を常務理事に選定した。あわせて、「専務理事に事故あるときの職務代行順位」を決め、加藤・遠藤・宮城各常務理事の順で、その職務を代行する。
また、役員待遇には、中村保芳業務部長と齋藤康財務部長を再任し、新たに門倉正明適正化事業部長を役員待遇に選任した。

宮城俊弥(みやぎ としや)氏 昭和59年東京都入庁。平成23年都市整備局担当部長(東京臨海高速鉄道派遣)、同30年同局横田基地共用化推進担当部長を歴任。同31年都退職・西部住宅建設事務所副所長兼管理課長、令和2年退職。

16日 Gマーク事前相談会(17日)
17日 物流経営士課程
18日 Gマーク事前相談会(多摩会場、17日)

22日(木) 15時 東京高速道路交通安全協議会通
常総会(東ト総合会館)
26日(日) 本部集団健診(東ト総合会館)
28日(火) 14時 運輸安全委員会(東ト総合会館)
29日(水) 10時30分 税制金融委員会(東ト総合会館) 15時 引越専門部会役員会(同)

30日(木) 14時 関東・甲信越重量部会正副部会長会議(東ト総合会館)

19日 月次指導監査
22日 事務局部長会
23日 グリーン・エコプロジェクセミナー(19日)

24日 巡回指導に係る研修会(物流経営士課程)
25日 青年部正副本部長会(同幹事会)
26日 理事会(グリーン・エコプロジェクセミナー・ミニ(17日)研正副本部長会議(東京都トラック交通遺児等助成財団定評議員会)同理事会(東京都高速道路交通安全協議会常任理事会)
29日 組織整備特別委員会(事務局部長会)

2年 東運支局長

5部門功労者を表彰
東ト協関係 10氏に栄誉

東京運輸支局は6月25日付で、令和2年「陸運及び観光関係功労者関東運輸局東京運輸支局長表彰」を行った。

今年の受賞者はトラックやハイタクなど5部門合計24人で、このうち東都トラック協会関係では10氏が功労者として表彰された。
表彰式は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、開催を自粛し、各受賞者には郵送により表彰状を贈り、その功労を表彰した。

Gマーク事業所
東運支局長表彰

2年度

対象事業所は申請を

1ダターのい
ずれかを事
業所の配置

を送付)。

申請書類の提出期限は7月31日(必着)まで。
表彰基準は次の通り。
①10年以上連続してGマーク事業所に認定
②表彰直前3年間に東運支局管内で、事故報告規則に規定する第一当事者、または第一当事者と推定される事故を起こしていない事業所
③表彰の直前1年間に東運支局管内で、監査に基づく行政処分を受けていない事業所
④交通事故防止に関する定期的な運転者教育を行っている事業所
⑤デジタル式運行記録計、またはドライブレコ

車両の90%以上に装着し、その効果を運転者教育などに反映している事業所
⑥Gマーク認定により、荷主からの評価もしくは安定的な経営を確保した事業所、または社内定期的に「運転記録証明書」を取り寄せ、事故および違反実態を把握し、個別指導に活用している事業所
詳細は、東ト協ホームページを参照(書類様式をダウンロード可能)。
提出・問い合わせ先
東ト協適正化事業部
(☎03・3359・4138)

東ト協 巡回指導に係る研修会

東ト協(東京都貨物自動車運送適正化事業実施機関)は6月24日午前、午後の2回、東ト総合会館で「巡回指導に係る研修会」を開催した(写真)。
令和2年度安全性評価事業(Gマーク制度)の申請予定事業者や、巡回指導を控えている事業者を対象に実施したもの。研修会では、適正化事業部の門倉正明部長が、巡回指導38項目や重点を挙げ、注意すべき事項について説明するとともに、自己チェックシートなどを活用し、適切に対応するよう求めた。

さらに、最近の改正・施行された主な関係法令などについて解説したほか、新型コロナウイルスに伴う一部の指導項目に関する特例措置についても説明した。

17日(金) 9時 初任運転者特別講習(東ト総合会館、18日)
19日(日) 本部集団健診(東ト総合会館)
21日(火) 9時 初任運転者特別講習(三多摩自動車会館)

30日(木) 14時 関東・甲信越重量部会正副部会長会議(東ト総合会館)

19日 月次指導監査
22日 事務局部長会
23日 グリーン・エコプロジェクセミナー(19日)

24日 巡回指導に係る研修会(物流経営士課程)
25日 青年部正副本部長会(同幹事会)
26日 理事会(グリーン・エコプロジェクセミナー・ミニ(17日)研正副本部長会議(東京都トラック交通遺児等助成財団定評議員会)同理事会(東京都高速道路交通安全協議会常任理事会)
29日 組織整備特別委員会(事務局部長会)

新会員

葛飾支部

◆合同会社K.T.O
葛飾区水元2の3の16
03・5876・45
09▽一般貨物運送(普通車3台、小型車8台)、利用運送

お悔やみ
申し上げます

杉森敏夫氏(まさすぎ 代表取締役社長・世田谷支部)6月25日死去。74歳。通夜は6月28日、告別式は翌29日、それぞれ世田谷区のくらしの友桜新町式場で。喪主は長女、真由美氏。

東京都 2年度

貨物輸送評価制度 東ト協会員 306社が評価取得



東京都は、令和2年度「貨物輸送評価制度」の評価取得事業者と5年連続評価取得事業者(6月26日決定)を公表した。それによると、今年度評価事業者は前年度より2都が自動車排出のCO₂

削減を推進する仕組みとして実施しているもので、貨物自動車運送事業者(緑・黒ナンバー事業者)を対象に、そのエコドライブなどの日常的な取り組み努力を実燃費で評価する制度。

各事業者の取り組み体制や燃費管理の状況などを審査するとともに、全保有車両を対象として燃費水準を5段階で偏差値評価する。評価取得事業者は、その旨を示すロ

ゴマークの使用が認められ、荷主企業などに対して環境優良事業者であることをアピールできる。

今年度評価では三つ星が26社、準三つ星が52社、二つ星が81社、準二つ星が70社、一つ星が117

社だった。

東ト協GEP参加事業者では、最優秀事業者が3社、優秀事業者は27社だった。GEP参加の最優秀・優秀事業者は、次の通り(評価事業者一覧は7月25日号掲載予定)。

また、5年連続評価取得事業者は35社で、このうち特に高い評価を継続している7社が最優秀事業者、28社が優秀事業者として表彰された。

5年連続評価取得 【最優秀事業者】

富士宮運輸▽島村運輸
倉庫▽藤岩運輸
丸中▽日京運輸▽鈴木
運送▽緋田運輸▽ジエ
スケイ▽栄光▽成田梱包
▽田丸運輸▽ホクシン運
送▽弥栄運輸▽田口運送

東ト協GEP参加事業者では、最優秀事業者が3社、優秀事業者は27社だった。GEP参加の最優秀・優秀事業者は、次の通り(評価事業者一覧は7月25日号掲載予定)。

東ト協 GEPセミナー再開 セミナールームと オンライン併用で



東ト協は新型コロナウイルスの拡大に伴い、4～6月度のグリーン・エコプロジェクト(GEP)各セミナーを中止していたが、感染防止措置を最大限講じた上で、セミナーの再開を制限し、オンライン(Web)との併用により、講義を6月23日からのステップアップセミナーより再開した(写真)。

東ト協は新型コロナウイルスの拡大に伴い、4～6月度のグリーン・エコプロジェクト(GEP)各セミナーを中止していたが、感染防止措置を最大限講じた上で、セミナーの再開を制限し、オンライン(Web)との併用により、講義を6月23日からのステップアップセミナーより再開した(写真)。

また、役員の一部変更を行い、副会長に田熊勝則氏を選任した。

以上(会社の合併・分割期間を含む)勤続していること

③2年11月1日(基準日)から遡って、過去3年間に交通違反がないこと(2点以下の軽微な違反は1年経過で推薦可。ただし累犯は不可)

④東京都内の営業所に勤務している者に限る(2)推薦締め切り日 7月31日(金)必着

◆東運支局長・陸運関係従事者表彰

①対象者 ②前記の①に該当する者

①貨物自動車運送事業の業務(総務・経理・営業など)に従事し、2年8月31日(基準日)において満20年以上勤続している年齢45歳以上の者

②前記の①に該当する者は、現在の会社・団体に満10年

陸運関係運行管理者 整備管理者各表彰

東京運輸支局は11月に、陸運関係運行管理者・整備管理者の各表彰を行い、

①運行管理者として10年以上にわたり業務に精励し、運行管理者の業務を適確に実施し、勤務状態が優良な者(連続して10年、また同一事業者に連続10年勤務していない可)

②平成27年4月1日を起算日として、次の欠格

事由がない者

①運転者による道路交差点から取得(有料)運転免許を有しない者(2点以下の軽微な違反は1年経過で推薦可。ただし累犯は不可)

④東京都内の営業所に勤務している者に限る(2)推薦締め切り日 8月28日(金)必着

◆推薦提出書類

①履歴書、②在職証明書、③自認書、④企業の規模および事業概況、⑤戸籍抄本、⑥無事故無違反証明書、⑦運転記録証明書(5年間)

※①④の書式は東ト協ホームページからダウンロード可能

推薦期限 8月28日

推薦期限 8月28日

東ト協 専門部会 総会

引越専門部会

(6月5日書面決議) 消費者に信頼される引越輸送をめざす

令和元年度事業報告・収支決算、および2年度事業計画・収支予算などについて、新型コロナウイルスの影響に伴い、書面により審議・承認した。

また、役員の一部変更を行い、副会長に田熊勝則氏を選任した。

③事業主の証明書、④自認書、⑤無事故無違反証明書、⑥5年間の運転記録証明書、⑦運行管理者表彰の場合(運行管理者等指導講習(一般講習)修了証明書(手帳写し)/整備管理者表彰の場合(整備管理者研修(選任後)修了証明書(手帳写し))

②自動車事故報告規則第2条第11号・12号に規定する事故(点検整備の実施方法などが不適切な場合に限り)について、整備管理上、最も責任のある者

③「責任のある者」とは、当該車両の運行開始時に運行可否決定を行った者、または当該事故車両の事故直前の日常点検を実施した者として、日常点検表の整備管理者欄に記載の者を指す

④整備管理者の解任処分を受けた者、または受けるおそれがある者

⑤過去5年間にわたる、無事故・無違反で刑罰などがない者

⑥過去5年間にわたる、無事故・無違反で刑罰などがない者

⑦過去5年間にわたる、無事故・無違反で刑罰などがない者

陸 災 防
東京都支部会

2 年度

通常総会

浅井会長を再任
労災防止活動推進へ

員・代議員の選任を行った。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会東京都支部会は6月19日、東ト総合会館で令和2年度(第56回)通常総会(代議員会)を開催し、元年度事業報告・収支決算および2年度事業計画・収支予算などを審議・承認するとともに、任期満了に伴う役員・代議員の選任を行った。



浅井 会長

では引き続き、東ト協や東京労働局など関係行政機関と連携し、労災防止活動を展開する。重点事項は次

今年度事業計画

①「陸上貨物運送事業労働災害防止計画5か年計画」を基本に、安全衛生管理体制の確立とともに、安全衛生水準向上への取り組みと安全衛生活動の効果的な推進を図る

②「荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知に努め、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、飛来・落下の災害と、荷役運搬機械による災害防止を徹底する

③「交通労働災害防止のためのガイドライン」の一層の周知に努め、交通労働災害対策推進事業を実施する

④「過重労働による健康被害防止」の徹底を図る

『あおり運転』禁止
妨害運転罪で処罰

警察庁

警察庁は、道路交通法改正(6月30日施行)により、「あおり運転」(妨害運転)に対する罰則として「妨害運転罪」が創設されたことに伴い、改めてこうした悪質な危険な行為をしないよう呼びかけている(写真＝改正道交法「あおり運転」禁止のイラスト)。



妨害運転罪は、他の車両などの交通を妨害する目的

で、急ブレーキ禁止違反や車間距離不保持などの違反をした場合、最大で懲役3年の刑、また妨害運転により著しい交通の危険を生じさせた場合、最大で懲役5年の刑に処せられる。さらに、妨害

運転をした者は運転免許取り消しとなる。あわせて、自動車運転死傷行為処罰法改正(7月2日施行)に伴い、妨害運転により死傷事故を起こした場合、「危険運転致死傷罪」の対象となり、厳罰に処せられる。

事故の型別にみると、死傷災害では、多い順に①墜落・転落1458人(前年同期比7人、0.5%増)、②転倒881人(同22人、2.6%増)、③動作の反動・無理な動作810人(同103人、14.6%増)、④はさまれ・巻き込まれ512人(同2人、0.4%増)、⑤激突370人(同8人、2.1%減)。

このほか、交通事故(道路)は223

死亡2・0%増も
死傷10・3%減に

厚生労働省がまとめた
労働災害発生状況(速報)

5月末累計
労災発生状況

死亡2・0%増も
死傷10・3%減に

このほか、交通事故(道路)は223

康障害防止のための総合対策」に基づき、時間外・休日労働の削減、適切な健康管理に関する措置などの周知を図る

⑤法令に基づく技能講習の実施による資格の取得促進と各種安全衛生教育を実施する

現行の陸運労災防止計画の3年目を迎え、都内における2年度目標としては死亡者数3人以下、死傷者数889人以下の達成を目指す方針。

体の約7割を占める。そのうちトラック荷台などへの昇降時に発生したものが約4割と多く、特に荷台から降りる時の事故が約3割を占めている。

このため、リーフレットでは荷台への昇降時の転落災害防止に向けて、最新の安全対策と転落防止に役立つチェックポイントを紹介している。

具体的には、荷台へ昇降しやすい装備としてステップとグリップの利用などをはじめ、バン型車のリヤ階段ステップや格納式サイドステップなどについて紹介。また、転落防止チェックポイントを示し、作業手順・マニュアルの再点検を行うよう促している。

リーフレット「陸上貨物運送事業におけるトラック荷台からの転落を防ぐために」



リーフレット作成
リーフレット「陸上貨物運送事業におけるトラック荷台からの転落を防ぐために」

リーフレット「陸上貨物運送事業におけるトラック荷台からの転落を防ぐために」

リーフレット「陸上貨物運送事業におけるトラック荷台からの転落を防ぐために」

リーフレット「陸上貨物運送事業におけるトラック荷台からの転落を防ぐために」

リーフレット「陸上貨物運送事業におけるトラック荷台からの転落を防ぐために」

リーフレット「陸上貨物運送事業におけるトラック荷台からの転落を防ぐために」

トラック事故速報

死亡事故

問い合わせ先：東京都トラック協会 業務部交通環境G ☎03-3359-3618

◎優先道路を進行中であっても、信号機の無い交差点や見通しの悪い交差点では、特に左右からの歩行者や自転車に注意を払うなど、死角を把握し、危険予測に努めること。

日時	6月29日(月) 16時25分頃発生(晴天)
場所	立川市内(奥多摩街道<都道29号>)
当事者	自転車(男性70代死亡)×事業用準中型貨物車(男性40代)
状況	
概要	奥多摩街道を国立方面に向かい、優先道路を進行していた事業用準中型貨物車が、信号の無い交差点の左方から進行してきた自転車に衝突したもの。

大切なものを大切に運ぶために
万が一の安心補償と安全推進サポートで
トラックの未来を支えます



明日へ!
未来を守る

「運ぶ」を
支える
応援団

Bright future for every child

明日へ!
未来を守る



●トラックの自動車事故損害賠償と交通事故防止●

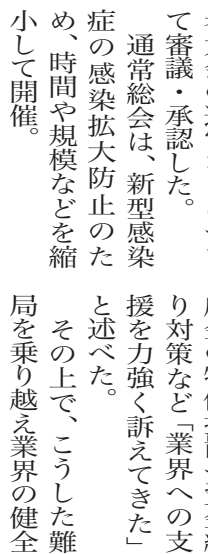
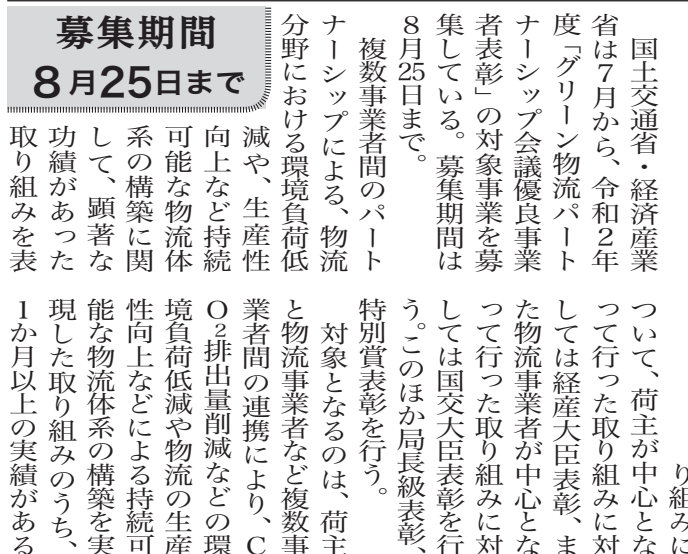
関東交通共済協同組合

<http://www.kankokyo.or.jp>

〒160-0023

東京都新宿区西新宿7-21-20

TEL.03-5337-1750 FAX.03-5337-1765



協卜全

としては、全土協は政府、与党に対して支援策などを要望するとともに、経営に影響を受けた事業者を支援するため、その影響を中央近代化基金「激甚災害融資」の対象とし、公募枠も当初より大幅に拡大し100億円に増額した。また、今年度の会費について5〜9月分を免除した。

さらに今後、各都道府県トラック協会に対し、感染症拡大防止対策用品などの購入について支援する方針。これに伴う予算案に関しては、7月9日に開催する予定の常任理事会・理事会合同会議で審議する。

また、今年10月に大阪府で開催する予定だった第25回全国事業者大会については、新型感染症の感染が懸念される状況にあるため、開催を中止することにした。

業種別では、道路貨物運送業における請求件数は91件で同2件増加したが、支給決定件数は29件

で同8件減少した。業種別では、道路貨物運送業の請求・支給決定件数はいずれも3番目に多い。職種別では、自動車運転従事者の請求件数は94件で同7件減少したが、支給決定件数は36件で1件増加している。自動車運転従事者の請求件数は

未遂を含む自殺件数が88件で12件増えている。

経産省
経済産業省資源
エネルギー庁は、省
エネルギー・省資
源対策推進会議省
庁連絡会議で「夏
季の省エネルギー
の取組について」
が決定されたこと
を受け、夏の省エ

に通知し、省エネ対策の推進を促している。

運輸関係での取り組みとしては、省エネ法に基づくエネルギー管理の実施をはじめ、エネルギー消費効率のよい輸送機関の選択（環

国土交通省はこの旨、全日本トラック協会など

取り 環境性能に優れた自動車への導入や、輸配送の共同化による積載効率の向上など、エコドライブの実践など。

の割合が半分以上！」とアピールする内容のもので、合計で1022枚を貼付。

Gマークを貼付したトランクを多く見かけるようになっていたが、こうしたPRを行うことによ

間(6、9月)における取り組みを呼びかけている。

国土交通省はこの旨、全日本トラック協会など

取 動車の導入や、輸
配送の共同化によ
る積載効率の向上など、
エコドライブの実践など。

例年、7月にGマーク認定申請の受付が行われているが、これに併せて、広く一般に対するPRを行っているもの。

令和2年版(7月刊行)
自動車六
本体価格 **7,000円**(税別)
(株)輸送文研社 <柏木>
TEL.03-3861-0291(代) FAX.03-

TEL.03-3861-0291(代) FAX.03-3861-0295

配送の共同化による積載効率の向上など、エコドライブの実践など。

トラック運送業

労務管理のポイント

NACマネジメント研究所 所長
小林 弘和(社会保険労務士)

民法改正に伴う

労基法の改正事項

令和2年4月1日に施行された民法の一部を改正する法律により、労働基準法の賃金に関する消滅時効の延長などの改正が行われ、また、会社が従業員の入社時に従業員の身元保証人から聴取する身元保証書についても見直しを行うことが必要になりました。

労基法の主な改正点は、次の通りです。

(1) 労基法の改正

①賃金請求権の消滅時効期間の延長など
賃金請求権の消滅時効について、2年4月1日施行の改正民法における

消滅時効の規定と同様、5年に延長し、消滅時効の起算点が客観的起算点(賃金締切日ではなく賃金支払日)であることが明確化されました。

なお、退職手当(退職金)の5年、災害補償や年次有給休暇の2年の請求権は、従来通りです。

②記録の保存期間などの延長

賃金請求権の消滅時効の延長に伴い、賃金台帳などの記録の保存期間についても賃金請求権と同様、5年に延長することとされました。また、割増賃金の未払いなどにつ

額が増加することにつながってしまっています。

したがって、これまで以上に「労働時間管理」を徹底していただき、未払賃金発生リスクを防ぐための対策を講じていただきたいと思います。

(2) 執行期日、経過措置、検討規定

改正民法施行に伴い、社員入社時の身元保証人から徴取する身元保証書について、損害賠償額の上限が定められていないものについては、無効となってしまうことになったため、身元保証書において損害賠償額の上限額を定めることが必要となりました。

また、施行期日以後に、賃金支払日が到来する賃金請求権について、新たな消滅時効期間が適用されることとなります。

経過措置の期限については明示されていませんが、改正法施行から5年経過後の状況を勘案して検討し、必要がある時は措置を講じることとされていることから、少なくとも今後5年間については、3年の請求期間と考えることができます。

ただ、請求期間が長くなるという点は「未払賃金」が発生している場合に、支払うべき金銭の

契約を解除できるのか——などを説明し、納得を得られることが必要になる場合が出てくるものと考えられます。その場合、あまりに多額の上限を設定することは、身元保証の引受人を探すことを困難にする事態を生じさせ、それにより、人材確保が困難な事態となること懸念されることになりかねません。

また、一方で、あまりに少額の上限を設定すること、身元保証の率制的・抑止的意味を失わせることとなってしまう、妥当ではないと考えられます。

したがって、現実味のある妥当な金額の設定が望まれることとなります。その際、当該従業員の職務内容・年齢・経歴に基づき決定される年収から、従業員に任される権限・責任の大きさと、会社及びばす可能性のある損害額が想定されることとなるものと考えられ、年収を基準にして、限度額を設定することに妥当性があると考えられることができます。

企業が身元保証人に対して身元保証に基づく損害賠償を求める事案は、現実的には多くあるわけではありません。また、実際にそのような案件が

発生したとしても、定められた限度額までの金額が必ず支払われるというわけではなく、最終的には裁判所において、身元保証人となった

額が増加することにつながってしまっています。

したがって、これまで以上に「労働時間管理」を徹底していただき、未払賃金発生リスクを防ぐための対策を講じていただきたいと思います。

改正民法施行に伴い、社員入社時の身元保証人から徴取する身元保証書について、損害賠償額の上限が定められていないものについては、無効となってしまうことになったため、身元保証書において損害賠償額の上限額を定めることが必要となりました。

また、施行期日以後に、賃金支払日が到来する賃金請求権について、新たな消滅時効期間が適用されることとなります。

経過措置の期限については明示されていませんが、改正法施行から5年経過後の状況を勘案して検討し、必要がある時は措置を講じることとされていることから、少なくとも今後5年間については、3年の請求期間と考えることができます。

ただ、請求期間が長くなるという点は「未払賃金」が発生している場合に、支払うべき金銭の

契約を解除できるのか——などを説明し、納得を得られることが必要になる場合が出てくるものと考えられます。その場合、あまりに多額の上限を設定することは、身元保証の引受人を探すことを困難にする事態を生じさせ、それにより、人材確保が困難な事態となること懸念されることになりかねません。

したがって、現実味のある妥当な金額の設定が望まれることとなります。その際、当該従業員の職務内容・年齢・経歴に基づき決定される年収から、従業員に任される権限・責任の大きさと、会社及びばす可能性のある損害額が想定されることとなるものと考えられ、年収を基準にして、限度額を設定することに妥当性があると考えられることができます。

企業が身元保証人に対して身元保証に基づく損害賠償を求める事案は、現実的には多くあるわけではありません。また、実際にそのような案件が

発生したとしても、定められた限度額までの金額が必ず支払われるというわけではなく、最終的には裁判所において、身元保証人となった

額が増加することにつながってしまっています。

したがって、これまで以上に「労働時間管理」を徹底していただき、未払賃金発生リスクを防ぐための対策を講じていただきたいと思います。

ポケット

都内唯一の旗染店



大田区・蒲田駅東口を出で、東京方面へ向かうと、「呑川」という二級河川が流れている。川に架かる橋上にたたずみ、日本工学院のキャンパスを背景に、行き交う東海道路を眺めた。

東急田園都市線・桜新町付近を水源とする呑川は、世田谷・目黒・大田の3区をまたぎ、東京湾に注ぎ込む。名称の由来として、その昔、牛が誤って川に落ちてしまい、水を飲んでしまうことがあったから、という説がある。

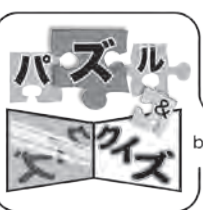
な川とは言い難く、地元でも呑川は汚いという印象だ。東海道路線の橋梁脇に、時が止まってしまったかのような光景が見える。列車の車窓から確認でき、気になっていた方も多いだろう。

ここは、旗幕、のれんなどを製造販売する「鈴木旗染店」の工房なのだ(写真)。1954(昭和29)年、この地に店を構え、兄弟と叔父の3人で営んでいる。今となつては、旗染店は都内では同店ののみとなつてしまった。当時、周辺は家屋もなく、川沿いの絶好なロケーションだったという。



まちかど写真家 筑峯 総太

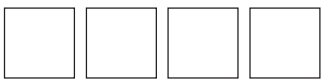
漢字のパーツクイズ



四角の中には、漢字をバラバラにしたものが入っています。復元してできる漢字を並べ替え意味のある4文字熟語を作ってください。



[解答]



応募方法

官製はがきに、①答え②あなたの住所・郵便番号③会社名④氏名⑤年齢⑥本紙へのご意見・ご要望を明記し、お送りください。正解者の中から抽選で3名様に図書カード(1,000円分)をプレゼント。
☆ インターネットでの応募も可能です。
<https://www.totokyo.or.jp/>
☆ インターネット応募の場合、解答フォームをご利用ください。東ト協HPトップ「会員の皆様へ」をクリックし、「東京都トラック時報へ」から「パズル&クイズ解答フォーム」へ。

●宛先
〒160-0004 新宿区四谷3-1-8
(一社)東京都トラック協会
総務部広報G「トラック時報」係
●締め切り
7月末日(正解は8月10日号に掲載)

★6月10日号「数案パズル」の正解は「10」でした。

注目

いつ止むとも知れない
新型コロナウイルスの猛威は、まさに生活や経済の姿をすっかり変えてしまった。だが、人間はやがて、このコロナを屈服させることができるだろう。それはこれまでの感染症克服の歴史が教えてくれている◆それにしても、今後どの程度、景気に影響するのか、心配せざるを得ない状況である。報道では「リーマン(ショック)級の冷え込み」と評している。日銀短観(6月調査)によれば、飲食などサービス業が最も落ち込んでおり、自動車製造業もよくない状況を示している◆これは、日本ばかりの現象ではなく、世界的な傾向であり、どこの国々も同じである。テレビが伝えているところでは、各国とも歯を食いしばって頑張っている◆さらに、日本では大雨という自然災害にも見舞われ、まさに「泣きつ面に蜂」の状況である。

被災地は無念の一語に尽きることだろう。一日も早い復旧を祈りたい◆コロナ禍はいつ止むのか知れない状況だが、社会生活や経済はどうも変化しそうでである。今までのやり方では対応できず、新たな仕組みが求められている。